

## 川崎市主要出資法人等総合調整要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、主要出資法人等の設置、事業運営等に関し、総合的な視点から指導、調整するための必要事項を定め、主要出資法人等の円滑な運営及び本市の事務事業の適切な運営に寄与することを目的とする。

### (主要出資法人等)

第2条 この要綱において、主要出資法人等とは、本市が主体的に設置し、資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人のうち、次の各号のいずれかに該当するもの及び川崎市主要出資法人等総合調整委員会（以下「委員会」という。）が指定する法人をいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項に定める法人
- (2) 市の出資率が100パーセントの社会福祉法人
- (3) 前2号に掲げる法人のほか、市の出資率が25パーセント以上の法人（国又は他の地方公共団体の出資率が本市の出資率より高い法人を除く。）

### (総合調整会議)

第3条 次条に定める委員会における審議事項のうち、特に重要と認められるものについて審議するため、主要出資法人等総合調整会議（以下「総合調整会議」という。）を設置する。

- 2 総合調整会議は、議長、副議長及び委員をもって組織し、議長は担当副市長、副議長は副市長、委員は総務企画局長及び財政局長をもって充てる。
- 3 総合調整会議は、必要に応じて議長が招集する。
- 4 第2項に掲げる委員のほか、議長が必要と認める場合は総合調整会議に主要出資法人等を所管する局長（以下「所管局長」という。）を出席させることができる。
- 5 議長は、審議結果に基づき、その決定事項を速やかに所管局長に通知するものとする。

6 議長は、総合調整会議において審議した事項について、必要に応じ市長に報告するものとする。

(委員会)

第4条 第1条の目的を達成するため、主要出資法人等に関する基本的事項、主要出資法人等に共通する市の方針等について審議し、必要な総合調整を行う機関として、委員会を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

3 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

4 第2項に掲げる委員のほか、委員長が必要と認める場合は委員会に臨時の委員を置くことができる。また、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の審議事項)

第5条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

(1) 主要出資法人等の設置、解散等に係る協議事項

(2) 定款、寄附行為等の重要な変更に係る協議事項

(3) 主要出資法人等に共通する事項

(4) 主要出資法人等の運営に係る指導、調整を要する事項

(5) 出資法人の経営状況等の点検評価結果に基づく経営改善指導等に係る事項

(6) その他主要出資法人等の運営に係る重要事項

2 委員会は、前項第1号及び第2号に掲げる事項についてあらかじめ所管局長から協議を受けるものとする。

3 委員会は、第1項各号に掲げる事項について必要があると認める場合は、別記様式により、所管局長に報告を求めることができる。

4 委員会において必要があると認める場合は、第1項第6号に掲げる事項を調査するため委員会に臨時の職を置くことができる。

5 前項に規定する職員は、委員長が選任する。

6 委員長は、審議結果に基づき、所管局長に対し意見を述べるなどの必要な

指導、調整を行うものとする。

- 7 委員長は、委員会において審議した事項について、必要に応じ市長に報告するものとする。

(幹事会)

第6条 委員会に、委員会を補佐するため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、別表第2に掲げる職員をもって充てる。
- 3 前項に掲げる幹事のほか、幹事長が必要と認める場合は幹事会に臨時の幹事を置くことができる。また、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 第5条第1項に定める事項の調査及び検討を行うため、幹事会に専門部会を置く。

- 2 専門部会は、部会長及び部会員をもって組織し、別表第3に掲げる職員をもって充てる。
- 3 前項に掲げる部会員のほか、部会長が必要と認める場合は専門部会に臨時の部会員を置くことができる。また、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 部会長は、第1項の調査及び検討結果を幹事会に報告するものとする。

(所管局長による指導、調整)

第8条 所管局長は、主要出資法人等の運営状況等を常に的確に把握し、事業運営等に関する個別的な指導、調整を行うとともに、主要出資法人等が次の事項を処理する場合は、その協議に応じ、必要な指導、調整を行うものとする。

- (1) 運営の基本方針の設定又は変更に係る事項
- (2) 定款、寄附行為等の重要な変更に係る協議事項
- (3) 組織の新設又は変更及び役職員の人事・給与に関する基本的な事項
- (4) 事業計画、予算及び決算に関する事項

(5) その他主要出資法人等の運営に係る重要事項

- 2 所管局長は、前項に関連して第5条第1項第1号及び第2号に掲げる委員会の審議事項について、あらかじめ委員会に協議しなければならない。
- 3 所管局長は、主要出資法人等を除く本市が出資するその他の法人についてもその運営状況等を常に把握するものとする。
- 4 所管局長は、主要出資法人等及び本市が出資するその他の法人運営状況等について、別に定めるところにより総務企画局長あて報告するものとする。

(総合調整会議、委員会の庶務)

第9条 総合調整会議及び委員会の庶務は、総務企画局において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、主要出資法人等の総合調整について必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この要綱は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条第 2 項関係)

委員長	総務企画局長
副委員長	財政局長
委員	総務企画局都市政策部長
〃	総務企画局人事部長
〃	総務企画局行政改革マネジメント推進室長
〃	財政局財政部長
〃	財政局資産管理部長

別表 2 (第 6 条第 2 項関係)

幹事長	総務企画局行政改革マネジメント推進室長
幹事	総務企画局都市政策部企画調整課長
〃	総務企画局総務部庶務課長
〃	総務企画局人事部人事課長
〃	総務企画局人事部労務厚生課長
〃	総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
〃	財政局財政部財政課長
〃	財政局資産管理部資産運用課長

別表 3 (第 7 条第 2 項関係)

部 会 長 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

部 会 員 総務企画局都市政策部企画調整課職員

〃 総務企画局人事部人事課職員

〃 総務企画局人事部労務厚生課職員

〃 総務企画局行政改革マネジメント推進室職員

〃 財政局財政部財政課職員

〃 財政局資産管理部資産運用課職員